

第4編 雪害対策編

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

なお、雪害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。 [関係局]
- (2) 県警察は、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図ります。 [関係局]

2 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、関係機関等との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (5) 市町村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。
- (6) 県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。 [くらし安全防災局]

3 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

- (1) 横浜地方気象台は、県内が大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒又は注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。
- (2) 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めます。なお、市町村は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達します。

2 警報の発表に伴う配備体制

- (1) 県は、横浜地方気象台から県内に大雪警報、暴風雪警報が発表された場合、警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。
- (2) 県警察は、大雪に関する警報等が発表された場合、所要の警備体制を確立して、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置をとります。
- (3) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。

(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、被害規模の早期把握のため、天候の状況を勘案しながら必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

ウ 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

2 通信手段の確保

(1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

3 各種通信施設の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

(2) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密に

し、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(4) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請
 - a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援
 - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

4 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、雪害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 除雪の実施、災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

1 除雪の実施

国、県、市町村及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。
なお、県管理道路については、凍雪害対策実施要領に基づき実施します。

2 災害の拡大防止

国、県及び市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

3 二次災害の防止活動

国、県及び市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

資 料

風水害編 4-2-4 凍雪害対策実施要領

第5節 救助・救急活動

1 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

2 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

3 被災地以外の市町村及び県の役割

被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

4 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

第6節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市町村長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- (2) 市町村は、避難誘導に当たって、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- (3) 市町村は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。
- (4) 市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。
- (5) 市町村は、避難の情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。

その場合、緊急輸送ルート確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

エ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して、道路外の場所へ移動すること等の措置を命じることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。

(4) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省関東運輸局に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

被災者への情報伝達活動

- 1 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。
- 2 情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。